

事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書・事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書（C-1001-2）

（事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書に関する記載要領）

「**受付番号**」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「**登録番号**」欄には、統括審査官（減免税総括部門）から付与された番号を記載する。

「**申出者の住所、氏名**」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

いずれの場合においても、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書（減免税回答用）である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書変更通知書（減免税回答用）（登録番号）」及び「事前教示回答書変更通知書（減免税回答用）」を削除する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書（減免税回答用）である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書（減免税回答用）（登録番号）」及び「事前教示回答書（減免税回答用）」を削除する。

「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で受けた回答を記載し、第 2 の（ ）内には、申出者の意見である減免税の適用の可否を記載する。

「**理由**」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。

（事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）

この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）で回答（変更）した減免税の適用の可否を変更する場合は、通知文中 2 及び 3 の文を削除し、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）で回答（変更）した減免税の適用の可否を撤回する場合は、1 及び 3 の文を削除する。

また、この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）で回答（変更）した減免税の適用の可否を従前のおりとした場合は、1 及び 2 の文を削除する。

「**（理由）**」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当））の氏名を記載する。